



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年3月23日金曜日 第2353号

### ◇ 目次 ◇

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| 落札者等の告示.....                         | 213 |
| 愛媛県における感染症の予防のための施策の実施に関する計画の変更..... | 213 |
| 指定居宅サービス事業者の指定.....                  | 213 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定.....                  | 214 |
| 指定介護予防サービス事業者の指定.....                | 214 |
| 指定居宅サービス事業の廃止.....                   | 214 |
| 指定居宅介護支援事業の廃止.....                   | 214 |
| 指定介護予防サービス事業の廃止.....                 | 215 |
| 監視伝染病発生予防検査の実施.....                  | 215 |
| 監視伝染病の発生予防のための注射の実施.....             | 216 |
| 保安林予定森林にする旨の通知等.....                 | 216 |
| 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る掲示.....        | 217 |
| 漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....               | 217 |
| 急傾斜地崩壊危険区域の指定（3件）.....               | 217 |
| 都市計画の変更（11件）.....                    | 218 |
| 都市計画事業の事業計画の変更認可（4件）.....            | 220 |
| 建設業者の許可の取消し.....                     | 220 |

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 道路の区域変更（県道新居浜別子山線）..... | 221 |
| 道路の供用開始（"）.....         | 221 |
| 道路の供用開始（県道壬生川丹原線）.....  | 221 |
| 道路の供用開始（県道桜井山路線）.....   | 221 |
| 道路の区域変更（一般国道380号）.....  | 222 |

### 公安委員会規則

|  |     |
|--|-----|
| 愛媛県道路交通規則及び取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則..... | 222 |
|--|-----|

### 公安委員会訓令

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令..... | 226 |
|-------------------------------|-----|

### 選挙管理委員会告示

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... | 227 |
| 愛媛県選挙事務執行規程の一部を改正する規程.....  | 228 |
| 不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....    | 229 |

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第356号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成24年3月23日

愛媛県知事 中村時広

| 随意契約に係る物品等の名称及び数量      | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地                | 随意契約の相手方を決定した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所                       | 随意契約に係る契約金額         | 随意契約にした理由  |
|------------------------|--|----------------|---------------------------------------|---------------------|--|
| 庁内LANサーバシステム用機器の借入れ 一式 | 愛媛県企画振興部地域振興局情報政策課<br>愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 平成24年2月23日     | 西日本電信電話株式会社<br>愛媛支店<br>愛媛県松山市一番町四丁目3番 | 12,012,000円<br>(月額) | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。 |

### ○愛媛県告示第357号

愛媛県における感染症の予防のための施策の実施に関する計画（愛媛県感染症予防計画）を次のとおり変更した。

平成24年3月23日

愛媛県知事 中村時広

（「次のとおり」は、省略し、変更後の愛媛県感染症予防計画の計画書は、健康増進課及び各保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

### ○愛媛県告示第358号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成24年3月23日

愛媛県知事 中村時広

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 指定居宅サービス事業所 |                  | 指定年月日     | サービスの種類     |
|--------------------|-------------|------------------|-----------|-------------|
|                    | 名称          | 所在地              |           |             |
| 株式会社やよい            | 通所介護はあと     | 愛媛県東温市田窪2057番地4  | 平成24年2月1日 | 通所介護        |
| 社会福祉法人愛美会          | ケアハウス虹の里    | 愛媛県四国中央市上分町乙8-73 | 平成24年2月1日 | 特定施設入居者生活介護 |

|        |            |                     |            |      |
|--------|------------|---------------------|------------|------|
| 株式会社元禄 | デイサービスねぶの花 | 愛媛県西予市宇和町卯之町五丁目1番地4 | 平成24年2月13日 | 通所介護 |
| 株式会社縁  | デイサービス縁    | 愛媛県宇和島市三間町迫目1056番地  | 平成24年2月20日 | 通所介護 |

## ○愛媛県告示第359号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成24年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所 |                     | 指 定 年 月 日 | サービスの種類 |
|----------------|-----------------------|---------------------|-----------|---------|
|                | 名 称                   | 所 在 地               |           |         |
| 株式会社早蕨         | 居宅介護支援事業所さわらび         | 愛媛県八幡浜市日土町1番耕地256番地 | 平成24年2月1日 | 居宅介護支援  |

## ○愛媛県告示第360号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成24年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所 |                     | 指 定 年 月 日  | サービスの種類         |
|----------------------|---------------------------|---------------------|------------|-----------------|
|                      | 名 称                       | 所 在 地               |            |                 |
| 株式会社やよい              | 通所介護はあと                   | 愛媛県東温市田窪2057番地4     | 平成24年2月1日  | 介護予防通所介護        |
| 社会福祉法人愛美会            | ケアハウス虹の里                  | 愛媛県四国中央市上分町乙8-73    | 平成24年2月1日  | 介護予防特定施設入居者生活介護 |
| 株式会社元禄               | デイサービスねぶの花                | 愛媛県西予市宇和町卯之町五丁目1番地4 | 平成24年2月13日 | 介護予防通所介護        |
| 株式会社縁                | デイサービス縁                   | 愛媛県宇和島市三間町迫目1056番地  | 平成24年2月20日 | 介護予防通所介護        |

## ○愛媛県告示第361号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成24年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所 |                | 廃 止 年 月 日  | サービスの種類 |
|--------------------|-----------------------|----------------|------------|---------|
|                    | 名 称                   | 所 在 地          |            |         |
| 医療法人辻井循環器科内科       | 通所介護はあと               | 愛媛県東温市田窪2030番地 | 平成24年1月31日 | 通所介護    |

## ○愛媛県告示第362号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成24年3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所  |                                | 廃 止 年 月 日  | サービスの種類 |
|----------------|------------------------|--------------------------------|------------|---------|
|                | 名 称                    | 所 在 地                          |            |         |
| フランスベッド株式会社    | フランスベッド株式会社松山居宅介護支援事業所 | 愛媛県松山市和泉北一丁目5番20号              | 平成24年1月31日 | 居宅介護支援  |
| ありか合資会社        | ありか居宅介護支援事業所           | 愛媛県松山市久万ノ台1195-7サンゲレース久万ノ台702号 | 平成24年2月1日  | 居宅介護支援  |

○愛媛県告示第363号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成24年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 指定介護予防サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 指定介護予防サービス事業所 |                | 廃止年月日       | サービスの種類  |
|--------------------------|---------------|----------------|-------------|----------|
|                          | 名称            | 所在地            |             |          |
| 医療法人辻井循環器科内科             | 通所介護はあと       | 愛媛県東温市田窪2030番地 | 平成24年 1月31日 | 介護予防通所介護 |

○愛媛県告示第364号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症等の検査を次のとおり実施する。

平成24年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症等の発生の状況及び動向を把握し、その発生を予防するため

2 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲並びに実施する区域

(1) 牛のブルセラ病

| 実施の対象となる牛の範囲                                      | 実施する区域 |
|---|--------|
| 1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛 | 県下一円   |
| 2 その他知事の指定する牛                                     |        |

(2) 牛の結核病

| 実施の対象となる牛の範囲                                      | 実施する区域              |
|---|---------------------|
| 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛  | 伊予市、西予市（野村町、城川町に限る） |
| 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛 | 県下一円                |
| 3 その他知事の指定する牛                                     |                     |

(3) 牛のヨーネ病

| 実施の対象となる牛の範囲                                     | 実施する区域  |
|--|---|
| 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛 | 四国中央市、新居浜市、越智郡、今治市（旧越智郡に限る）、松山市（旧北条市のみ）、宇和島市、南宇和郡 |

|   |      |
|---|------|
| 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛 | 県下一円 |
| 3 その他知事の指定する牛                                     |      |

(4) 牛の伝達性海綿状脳症

| 実施の対象となる牛の死体の範囲   | 実施する区域 |
|---|--------|
| 月齢又は推定月齢が満24ヶ月齢以上で死亡した牛の死体のうち、牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項に基づく届出の対象となるもの。ただし、同法同条第2項ただし書きに該当するものを除く。 | 県下一円   |

(5) 馬伝染性貧血

| 実施の対象となる馬の範囲                   | 実施する区域 |
|--------------------------------|--------|
| 1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬    | 県下一円   |
| 2 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬 |        |
| 3 その他知事の指定する馬                  |        |

(6) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）

| 実施の対象となる鶏の範囲              | 実施する区域 |
|---------------------------|--------|
| 人工ふ化の用に供し、又は供する目的で飼育している鶏 | 県下一円   |

(7) 知事の指定するその他の疾病

| 実施の対象となる家畜又はその死体の範囲 | 実施する区域 |
|---------------------|--------|
| 知事の指定する家畜           | 県下一円   |

3 実施の期日

平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の方法

(1) ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号）に定める方法で行う。

- (2) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）  
急速凝集反応法
- (3) 知事の指定するその他の疾病  
知事の指定する方法

○愛媛県告示第365号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、流行性脳炎の発生予防のための注射を次のとおり実施する。

平成24年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施の対象となる豚の範囲及び実施する区域

| 実施の対象となる豚の範囲                | 実施する区域 |
|-----------------------------|--------|
| 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚  | 県下一円   |
| 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚 |        |

2 実施の期日

平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

3 注射の方法

ワクチン接種法

○愛媛県告示第366号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1(1) 保安林予定森林の所在場所

新居浜市別子山字瓜生野乙282、乙283

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字瓜生野乙282・乙283（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町中津字久主3080、3085、3086、3089、3095から3098まで、3112、3113、3117

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字久主3085・3086・3089・3095・3113・3117（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

西予市城川町窪野5708、5709の1、5709の2、5712

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

城川町窪野5708・5709の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

松山市窪野町乙113、乙115の14、乙116の3から乙116の5まで

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

窪野町乙113・乙115の14・乙116の4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び限度 次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所

東温市南方字西大谷2977の5、2977の9、字東大谷2991の22、2991の27、2991の29

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西大谷2977の5・2977の9・字東大谷2991の22・2991

の27（以上4筆において次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

6(1) 保安林予定森林の所在場所

伊予市上唐川字下田甲105の1、字上田甲106、字下甲165、字鹿鳴乙141の1、乙141の3、乙143の1、字猿林乙223、乙227、乙230、乙231、乙233

- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字下田甲105の1・字下甲165・字鹿鳴乙141の3・乙143の1・字猿林乙223・乙227・乙230・乙231・乙233（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び限度 次のとおりとする。

7(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡松野町大字奥野川1527、1534の1、1534の2

- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大字奥野川1527・1534の1・1534の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第367号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（平成24年2月愛媛県告示第201号）に係る通知の相手方又はその所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を鬼北町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成24年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不分明又は所在が不分明である通知の相手方

| 保安林の所在場所                   | 不分明又は所在が不分明である通知の相手方          | 備 考   |
|----------------------------|-------------------------------|-------|
| 北宇和郡鬼北町大字北川1219            | 兵庫県尼崎市立花町四丁目10番25号<br>堀 江 和 美 | 森林所有者 |
| 北宇和郡鬼北町大字北川1363            | 北宇和郡広見町大字奈良205番戸<br>井 谷 喜久馬   | "     |
| 北宇和郡鬼北町大字奈良213             | 香川県高松市太田下町2328番地1<br>武 田 正 夫  | "     |
| 北宇和郡鬼北町大字奈良214の1、217の2、218 | 宇和島市並松二丁目3番2号<br>近代産業株式会社     | "     |
| 北宇和郡鬼北町大字奈良232             | 北宇和郡広見町大字奈良4番耕地705番地<br>山 本 定 | "     |

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第368号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成24年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成24年 3月23日から 4月 5日まで

○愛媛県告示第369号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び町役場において縦覧に供する。

平成24年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

大込

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱4号までを順次結んだ線及び標柱4号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

| 市 町       | 地 番   | 標 柱 |
|-----------|-------|-----|
| 喜多郡内子町 白杵 | 3679番 | 1号  |
|           | 3655番 | 2号  |
|           | 3653番 | 3号  |
|           | 3663番 | 4号  |

○愛媛県告示第370号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び市役所において縦覧に供する。

平成24年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

松溪D

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱13号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

| 市 町       | 地 番    | 標 柱 |
|-----------|--------|-----|
| 西予市 野村町松溪 | 1号908番 | 1号  |
|           | 1号906番 | 2号  |
|           | 1号953番 | 3号  |
|           | 1号961番 | 4号  |
|           | 1号958番 | 5号  |
|           | 1号958番 | 6号  |
|           | 1号986番 | 7号  |
|           | 1号959番 | 8号  |
|           | 1号959番 | 9号  |
|           | 1号975番 | 10号 |
|           | 1号966番 | 11号 |
|           | 1号945番 | 12号 |
|           | 1号908番 | 13号 |

○愛媛県告示第371号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び市役所において縦覧に供する。

平成24年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

平浦B

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線、標柱13号から標柱14号及び標柱14号から標柱1号を市道平浦本線北側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

| 市 町     | 地 番     | 標 柱 |
|---------|---------|-----|
| 宇和島市 平浦 | 1030番   | 1号  |
|         | 1028番   | 2号  |
|         | 1024番 2 | 3号  |

|         |     |
|---------|-----|
| 1024番 1 | 4号  |
| 1013番   | 5号  |
| 1003番 2 | 6号  |
| 991番 1  | 7号  |
| 991番 1  | 8号  |
| 989番 1  | 9号  |
| 989番 1  | 10号 |
| 972番    | 11号 |
| 977番 7  | 12号 |
| 977番 7  | 13号 |
| 997番    | 14号 |

○愛媛県告示第372号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

| 変 更 前                     | 変 更 後                     |
|---------------------------|---------------------------|
| 宇和都市計画道路<br>3・4・1 一ノ瀬下宇和線 | 西予都市計画道路<br>3・4・1 一ノ瀬下宇和線 |

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第373号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

| 変 更 前                  | 変 更 後                  |
|------------------------|------------------------|
| 宇和都市計画道路<br>3・4・2 田之筋線 | 西予都市計画道路<br>3・5・2 田之筋線 |

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第374号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

都市計画の種類及び名称

| 変 更 前                   | 変 更 後                   |
|-------------------------|-------------------------|
| 宇和都市計画道路<br>3・5・3 駅前通り線 | 西予都市計画道路<br>3・5・3 駅前通り線 |

○愛媛県告示第375号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。  
平成24年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

都市計画の種類及び名称

| 変 更 前                   | 変 更 後                   |
|-------------------------|-------------------------|
| 宇和都市計画道路<br>3・6・4 馬場別所線 | 西予都市計画道路<br>3・6・4 馬場別所線 |

○愛媛県告示第376号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。  
平成24年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

| 変 更 前                    | 変 更 後                    |
|--------------------------|--------------------------|
| 野村都市計画道路<br>Ⅱ・3・1 中村緑ヶ丘線 | 西予都市計画道路<br>3・5・5 中村緑ヶ丘線 |

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 西予市野村町野村
- (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第377号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。  
平成24年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

| 変 更 前                   | 変 更 後                 |
|-------------------------|-----------------------|
| 野村都市計画道路<br>Ⅰ・小・1 上野清瀬線 | 西予都市計画道路<br>3・6・6 清瀬線 |

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 西予市野村町野村
- (2) 削除する部分 西予市野村町野村

○愛媛県告示第378号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。  
平成24年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

| 変 更 前                   | 変 更 後                   |
|-------------------------|-------------------------|
| 三瓶都市計画道路<br>Ⅱ・3・1 朝立屋敷線 | 西予都市計画道路<br>3・5・7 朝立屋敷線 |

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第379号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。  
平成24年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

| 変 更 前                    | 変 更 後                    |
|--------------------------|--------------------------|
| 三瓶都市計画道路<br>Ⅱ・3・2 朝立津布理線 | 西予都市計画道路<br>3・6・8 朝立津布理線 |

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 西予市三瓶町津布理
- (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第380号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。  
平成24年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

| 変 更 前                   | 変 更 後                   |
|-------------------------|-------------------------|
| 三瓶都市計画道路<br>Ⅱ・3・3 朝立海岸線 | 西予都市計画道路<br>3・6・9 朝立海岸線 |

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 西予市三瓶町朝立
- (2) 削除する部分 西予市三瓶町朝立

○愛媛県告示第381号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。  
平成24年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

愛媛県知事 中 村 時 広

|                          |                           |
|--------------------------|---------------------------|
| 変 更 前                    | 変 更 後                     |
| 三瓶都市計画道路<br>I・小・4 安土有網代線 | 西予都市計画道路<br>3・6・10 朝立有網代線 |

- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 西予市三瓶町朝立
  - (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第382号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。  
平成24年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称  
三瓶都市計画道路 I・小・3 俵津三瓶線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分 なし
  - (2) 削除する部分 西予市三瓶町朝立及び津布理

○愛媛県告示第383号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、今治広域都市計画下水道事業今治公共下水道（今治市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成24年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事業施行期間  
昭和27年 4月 2日から  
平成30年 3月31日まで
- 2 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

○愛媛県告示第384号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、今治広域都市計画下水道事業北部公共下水道（今治市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成24年 3月23日

○愛媛県告示第387号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成24年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事業施行期間  
昭和61年12月26日から  
平成30年 3月31日まで
- 2 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

○愛媛県告示第385号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、八幡浜都市計画下水道事業八幡浜公共下水道（八幡浜市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成24年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事業施行期間  
昭和32年 4月 1日から  
平成30年 3月31日まで
- 2 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

○愛媛県告示第386号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、新居浜都市計画下水道事業新居浜公共下水道（新居浜市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成24年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事業施行期間  
昭和35年 3月 9日から  
平成30年 3月31日まで
- 2 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

| 許 可 番 号         | 許 可<br>年 月 日   | 商 号 又 は 名 称 | 代 表 者 氏 名 | 主 たる 営 業 所 の 所 在 地  | 取 消<br>年 月 日  | 取 り 消 し た<br>建 設 業 の 種 類              | 取 消 し の 原 因<br>と な っ た 事 実 |
|-----------------|----------------|-------------|-----------|---------------------|---------------|---------------------------------------|----------------------------|
| (般 - 19)第4811号  | 平成19年<br>8月24日 | カミ鉄工(株)     | 井川 和永     | 四国中央市川之江町236<br>- 1 | 平成24年<br>2月6日 | 消防施設工事業                               | 建設業の廃止<br>(一部)             |
| (般 - 21)第15696号 | 平成22年<br>2月14日 | 石川組         | 石川 博文     | 四国中央市妻鳥町2669 -<br>1 | 平成24年<br>2月7日 | 土木工事業<br>とび・土工工事業<br>ほ装工事業<br>水道施設工事業 | 建設業の廃止                     |

|                   |                |            |       |                    |                |                           |        |
|-------------------|----------------|------------|-------|--------------------|----------------|---------------------------|--------|
| ( 般 - 18 )第13642号 | 平成19年<br>1月31日 | (有)コモダ電子計測 | 薦田 光雄 | 新居浜市中筋町 2 - 5 - 5  | 平成24年<br>2月16日 | 電気工事業                     | 建設業の廃止 |
| ( 特 - 22 )第9001号  | 平成23年<br>1月10日 | 広陽工業(株)    | 大塚 励一 | 新居浜市多喜浜 6 - 7 - 29 | 平成24年<br>2月24日 | 土木工事業<br>とび・土工事業<br>ほ装工事業 | 建設業の廃止 |

○愛媛県告示第388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名   | 区 間                                  | 旧・新<br>別 | 敷 地 の<br>幅 員      | 延 長             | 備 考 |
|-------|---------|--------------------------------------|----------|-------------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 新居浜別子山線 | 新居浜市大永山字須領スズ尾344番 8 から<br>同字344番12まで | 旧        | メートル<br>10.0~34.0 | キロメートル<br>0.060 |     |
|       |         |                                      | 新        | 10.0~36.4         | 0.060           |     |

○愛媛県告示第389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名   | 供 用 開 始 の 区 間                        | 供用開始の日      |
|-------|---------|--------------------------------------|-------------|
| 県 道   | 新居浜別子山線 | 新居浜市大永山字須領スズ尾344番 8 から<br>同字344番12まで | 平成24年 3月23日 |

○愛媛県告示第390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名  | 供 用 開 始 の 区 間                      | 供用開始の日      |
|-------|--------|------------------------------------|-------------|
| 県 道   | 壬生川丹原線 | 西条市北条1649番 4 から<br>同市周布332番 7 地先まで | 平成24年 3月23日 |

○愛媛県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間                    | 供用開始の日      |
|-------|-------|----------------------------------|-------------|
| 県 道   | 桜井山路線 | 今治市上徳甲394番11から<br>同市上徳乙288番 6 まで | 平成24年 3月23日 |

○愛媛県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成24年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類   | 路線名  | 区 間                                 | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅        | 延 長             | 備 考 |
|---------|------|-------------------------------------|------|------------------|-----------------|-----|
| 一 般 国 道 | 380号 | 喜多郡内子町寺村1853番1地先から<br>同町寺村1496番地先まで | 旧    | メートル<br>5.0～30.5 | キロメートル<br>0.988 |     |
|         |      |                                     | 新    | 0.0              | 0.000           |     |

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第3号

愛媛県道路交通規則及び取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成24年 3月23日

愛媛県公安委員会委員長 亀 岡 マリ子

愛媛県道路交通規則及び取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

（愛媛県道路交通規則の一部改正）

第1条 愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>（公安委員会にする申請等）</p> <p><b>第1条</b> 道路交 通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交 通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交 通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）及びこの規則の規定により愛媛県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請、届出その他の手続をしようとする者は、次に掲げるもの及び別に定めがあるものを除き、その者の住所地を管轄する警察署（法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請については、その者の住所地を管轄する警察署（松山東警察署、松山西警察署、松山南警察署及び伊予警察署（以下「松山東警察署等」という。）を除く。）、新居浜警察署、今治警察署、八幡浜警察署又は宇和島警察署）を経由することができる。ただし、法第89条第1項に規定する免許の申請（法第97条の2第1項又は第3項の規定により法第97条第1項第2号及び第3号に規定する運転免許試験が免除されるものに限る。）、法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請、法第101条第1項に規定する免許証の更新申請書の提出、法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証の更新の申請、法第104条の4第1項に規定する免許の取消しの申請、同条第5項に規定する運転経歴証明書の交付申請、法第107条第1項に規定する免許証の返納、施行規則第18条の5に規定する限定解除審査の申請、施行規則第30条の12第1項に規定する運転経歴証明書の記載事項の変更の届出、施行規則第30条の13第1項に規定する運転経歴証明書の再交付の申請及び施行規則第30条の14に規定する運転経歴証明書の返納にあっては、喜多郡内子町に住所地を有する者は大洲警察署内子交番を、西予市野村町又は同市城川町に住所地を有する者は西予警察署野村交番を、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に住所地を有する者は宇和島警察署鬼北交番を経由することができる。</p> | <p>（公安委員会にする申請等）</p> <p><b>第1条</b> 道路交 通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交 通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交 通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）及びこの規則の規定により愛媛県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請、届出その他の手続をしようとする者は、次に掲げるもの及び別に定めがあるものを除き、その者の住所地を管轄する警察署（法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請については、その者の住所地を管轄する警察署（松山東警察署、松山西警察署、松山南警察署及び伊予警察署（以下「松山東警察署等」という。）を除く。）、新居浜警察署、今治警察署、八幡浜警察署又は宇和島警察署）を経由することができる。ただし、法第89条第1項に規定する免許の申請（法第97条の2第1項又は第3項の規定により法第97条第1項第2号及び第3号に規定する運転免許試験が免除されるものに限る。）、法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請、法第101条第1項に規定する免許証の更新申請書の提出、法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証の更新の申請、法第104条の4第1項に規定する免許の取消しの申請、同条第5項に規定する運転経歴証明書の交付申請及び施行規則第18条の5に規定する限定解除審査の申請</p> <p>_____ にあっては、喜多郡内子町に住所地を有する者は大洲警察署内子交番を、西予市野村町又は同市城川町に住所地を有する者は西予警察署野村交番を、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に住所地を有する者は宇和島警察署鬼北交番を経由することができる。</p> |

(1)～(17) 省略

2～4 省略

(申請用写真の添付の省略)

第24条の3 法第101条第1項の免許証の更新の申請、法第101条の2第1項の更新期間前における免許証の更新の申請又は法第104条の4第1項の免許の取消しの申請については、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該申請の書類に施行規則第17条第2項第8号の申請用写真(以下「申請用写真」という。)の添付を要しない。

(1)・(2) 省略

(運転経歴証明書の交付申請)

第24条の6 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書 \_\_\_\_\_ の交付の申請は、運転経歴証明書交付(再交付)申請・記載事項変更届出書(別記様式第22号の4)及び申請用写真1枚を公安委員会に提出して行うものとする。

2 前項の申請の受付時間は、愛媛県の休日を除き、次の表の左欄に掲げる申請先の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時間とする。

| 申請先        | 受付時間                |
|------------|---------------------|
| 省略         |                     |
| 警察署及び内子交番等 | 1 8時30分から16時30分までの間 |

(運転経歴証明書の記載事項の変更届出)

第24条の7 施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出は、運転経歴証明書交付(再交付)申請・記載事項変更届出書を公安委員会に提出して行うものとする。

2 前項の届出の受付時間は、愛媛県の休日を除き、次の表の左欄に掲げる届出先の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時間とする。

| 届出先        | 受付時間                 |
|------------|----------------------|
| 警察本部運転免許課  | 1 9時30分から11時00分までの間  |
|            | 2 14時00分から16時00分までの間 |
| 警察署及び内子交番等 | 1 8時30分から16時30分までの間  |

(運転経歴証明書の再交付申請)

第24条の8 第24条の6の規定は、施行規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請について準用する。この場合において、第24条の6第1項中「法第104条の4第5項」とあるのは「施行規則第30条の13第1項」と、「交付の」とあるのは「再交付の」と読み替えるものとする。

(安全運転管理者等講習)

第24条の9 法第108条の2第1項第1号の講習(以下「安全運転管理者等講習」という。)を受けようとする者は、安全運転管理者等講習申出書(別記様式第22号の5)を当該安全運転管理者等講習の場所を管轄する警察署を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 省略

(指定自動車教習所職員講習)

第24条の10 法第108条の2第1項第9号の講習(以下「指定自動車教習所職員講習」という。)を受けようとする者は、指定自動車教習所職員講習申出書(別記様式第22号の6)を公安委員会に

(1)～(17) 省略

2～4 省略

(免許用写真の添付の省略)

第24条の3 法第101条第1項の免許証の更新の申請、法第101条の2第1項の更新期間前における免許証の更新の申請又は法第104条の4第1項の免許の取消しの申請については、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該申請の書類に施行規則第17条第2項第8号の免許用写真(以下「免許用写真」という。)の添付を要しない。

(1)・(2) 省略

(運転経歴証明書の交付申請)

第24条の6 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書(別記様式第22号の4)の交付の申請は、運転経歴証明書交付申請書(別記様式第22号の5)及び免許用写真1枚 \_\_\_\_\_ を公安委員会に提出して行うものとする。

2 前項の申請の受付時間は、愛媛県の休日を除き、次の表の左欄に掲げる申請先の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時間とする。

| 申請先        | 受付時間                 |
|------------|----------------------|
| 省略         |                      |
| 警察署及び内子交番等 | 1 8時30分から12時00分までの間  |
|            | 2 13時00分から17時00分までの間 |

(安全運転管理者等講習)

第24条の7 法第108条の2第1項第1号の講習(以下「安全運転管理者等講習」という。)を受けようとする者は、安全運転管理者等講習申出書(別記様式第22号の6)を当該安全運転管理者等講習の場所を管轄する警察署を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 省略

(指定自動車教習所職員講習)

第24条の8 法第108条の2第1項第9号の講習(以下「指定自動車教習所職員講習」という。)を受けようとする者は、指定自動車教習所職員講習申出書(別記様式第22号の7)を公安委員会に

提出しなければならない。

2 省略

提出しなければならない。

2 省略

別記様式第22号の 4 を次のように改める。

別記様式第22号の4（第24条の6、第24条の7、第24条の8関係）

運転経歴証明書交付（再交付）申請・記載事項変更届出書

愛媛県公安委員会 殿

申請（届出）日 年 月 日

写 真

|       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |       |   |  |  |   |  |  |   |  |  |
|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-------|---|--|--|---|--|--|---|--|--|
| ふりがな  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 電話番号  |   |  |  |   |  |  |   |  |  |
| 氏 名   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ( ) - |   |  |  |   |  |  |   |  |  |
| 生年月日  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |       | 年 |  |  | 月 |  |  | 日 |  |  |
| 免許証番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |       |   |  |  |   |  |  |   |  |  |

|                           |      |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |   |
|---------------------------|------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|------|---|---|
| 変更がある場合は、変更後のものを記載してください。 | ふりがな |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |   |
|                           | 氏 名  | 氏 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 名    |   |   |
|                           | 住 所  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 生年月日 | 年 | 月 |

別記様式第22号の5を削る。

別記様式第22号の6中「第24条の7」を「第24条の9」に改め、同様式を別記様式第22号の5とする。

別記様式第22号の7中「第24条の8」を「第24条の10」に改め、同様式を別記様式第22号の6とする。

(取消処分者講習の実施に関する規則の一部改正)

**第2条** 取消処分者講習の実施に関する規則(平成15年愛媛県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| (受講申出)<br><b>第6条</b> 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)第38条第2項第1号に規定する取消処分者講習の申出は、取消処分者講習申出書(様式第3号)及び施行規則第17条第2項第8号の申請用写真2枚を、公安委員会(指定講習機関が行う取消処分者講習を受けようとする者にあつては、当該指定講習機関)に提出して行うものとする。 | (受講申出)<br><b>第6条</b> 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)第38条第2項第1号に規定する取消処分者講習の申出は、取消処分者講習申出書(様式第3号)及び施行規則第17条第2項第8号の免許用写真2枚を、公安委員会(指定講習機関が行う取消処分者講習を受けようとする者にあつては、当該指定講習機関)に提出して行うものとする。 |

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**公安委員会訓令**

○愛媛県公安委員会訓令第1号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月23日

愛媛県公安委員会委員長 亀 岡 マリ子

**愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令**

愛媛県公安委員会事務専決規程(昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前                                    |      |    |  |           |         |  |   |  |  |  |                               |  |       |  |       |   |    |      |    |  |           |         |  |       |  |       |
|--|--|------|----|--|-----------|---------|--|---|--|--|--|-------------------------------|--|-------|--|-------|---|----|------|----|--|-----------|---------|--|-------|--|-------|
| <p><b>第5条</b> 省略</p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p><b>別表2</b>(第3条関係)</p> <p>部課長の専決事項</p> <p>1 省略</p> <p>2 課長専決事項</p> <p>(1)~(10) 省略</p> <p>(11) 運転免許課長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令</th> <th>専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路交通法施行規則</td> <td>1~10 省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11 第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更届出の受理</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12 第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付申請の受理及び再交付</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13 第30条の14の規定による運転経歴証明書の返納の受理</td> </tr> <tr> <td></td> <td>14 省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15 省略</td> </tr> </tbody> </table> | 法令                                       | 専決事項 | 省略 |  | 道路交通法施行規則 | 1~10 省略 |  | 11 第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更届出の受理 |  | 12 第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付申請の受理及び再交付 |  | 13 第30条の14の規定による運転経歴証明書の返納の受理 |  | 14 省略 |  | 15 省略 | <p>(交番及び駐在所の勤務員の専決)</p> <p><b>第5条</b> 警察署長が指定する交番又は駐在所の勤務員は、別表4に掲げる事項を専決することができる。</p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p><b>別表2</b>(第3条関係)</p> <p>部課長の専決事項</p> <p>1 省略</p> <p>2 課長専決事項</p> <p>(1)~(10) 省略</p> <p>(11) 運転免許課長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令</th> <th>専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路交通法施行規則</td> <td>1~10 省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11 省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12 省略</td> </tr> </tbody> </table> | 法令 | 専決事項 | 省略 |  | 道路交通法施行規則 | 1~10 省略 |  | 11 省略 |  | 12 省略 |
| 法令   | 専決事項                                     |      |    |  |           |         |  |   |  |  |  |                               |  |       |  |       |   |    |      |    |  |           |         |  |       |  |       |
| 省略   |  |      |    |  |           |         |  |   |  |  |  |                               |  |       |  |       |   |    |      |    |  |           |         |  |       |  |       |
| 道路交通法施行規則  | 1~10 省略                                  |      |    |  |           |         |  |   |  |  |  |                               |  |       |  |       |   |    |      |    |  |           |         |  |       |  |       |
|  | 11 第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更届出の受理  |      |    |  |           |         |  |   |  |  |  |                               |  |       |  |       |   |    |      |    |  |           |         |  |       |  |       |
|  | 12 第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付申請の受理及び再交付 |      |    |  |           |         |  |   |  |  |  |                               |  |       |  |       |   |    |      |    |  |           |         |  |       |  |       |
|  | 13 第30条の14の規定による運転経歴証明書の返納の受理            |      |    |  |           |         |  |   |  |  |  |                               |  |       |  |       |   |    |      |    |  |           |         |  |       |  |       |
|  | 14 省略                                    |      |    |  |           |         |  |   |  |  |  |                               |  |       |  |       |   |    |      |    |  |           |         |  |       |  |       |
|  | 15 省略                                    |      |    |  |           |         |  |   |  |  |  |                               |  |       |  |       |   |    |      |    |  |           |         |  |       |  |       |
| 法令   | 専決事項                                     |      |    |  |           |         |  |   |  |  |  |                               |  |       |  |       |   |    |      |    |  |           |         |  |       |  |       |
| 省略   |  |      |    |  |           |         |  |   |  |  |  |                               |  |       |  |       |   |    |      |    |  |           |         |  |       |  |       |
| 道路交通法施行規則  | 1~10 省略                                  |      |    |  |           |         |  |   |  |  |  |                               |  |       |  |       |   |    |      |    |  |           |         |  |       |  |       |
|  | 11 省略                                    |      |    |  |           |         |  |   |  |  |  |                               |  |       |  |       |   |    |      |    |  |           |         |  |       |  |       |
|  | 12 省略                                    |      |    |  |           |         |  |   |  |  |  |                               |  |       |  |       |   |    |      |    |  |           |         |  |       |  |       |

|    |    |
|----|----|
| 16 | 省略 |
| 17 | 省略 |
| 18 | 省略 |
| 19 | 省略 |
| 20 | 省略 |
| 21 | 省略 |
| 22 | 省略 |
| 23 | 省略 |
| 省略 |    |

(12) 省略

別表3 (第4条関係)

警察署長の専決事項

| 法令        | 専決事項  |
|-----------|---|
| 省略        |   |
| 道路交通法施行規則 | 1・2 省略<br>3 第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更届出の受理<br>4 第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付申請の受理及び再交付<br>5 第30条の14の規定による運転経歴証明書の返納の受理<br>6 省略<br>7 省略<br>8 省略 |
| 省略        |   |

|    |    |
|----|----|
| 13 | 省略 |
| 14 | 省略 |
| 15 | 省略 |
| 16 | 省略 |
| 17 | 省略 |
| 18 | 省略 |
| 19 | 省略 |
| 20 | 省略 |
| 省略 |    |

(12) 省略

別表3 (第4条関係)

警察署長の専決事項

| 法令        | 専決事項   |
|-----------|--|
| 省略        |  |
| 道路交通法施行規則 | 1・2 省略<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>3 省略<br>4 省略<br>5 省略 |
| 省略        |  |

別表4 (第5条関係)

交番勤務員等の専決事項

| 法令    | 専決事項  |
|-------|---|
| 道路交通法 | 1 第94条第1項の規定による運転免許証の記載事項変更届の受理及び運転免許証への変更事項の記載 |

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成24年3月23日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,191,050
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,821
- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1

を乗じて得た数とを合算して得た数

265,175

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

| 選挙区別      | 選挙権を有する者の総数 | 同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） |
|-----------|-------------|--|
| 伊予郡       | 43,990      | 14,664   |
| 南宇和郡      | 21,095      | 7,032  |
| 松山市・上浮穴郡  | 428,625     | 138,105  |
| 今治市・越智郡   | 147,304     | 49,102   |
| 宇和島市・北宇和郡 | 84,697      | 28,233   |
| 八幡浜市・西宇和郡 | 42,343      | 14,115   |
| 新居浜市      | 102,140     | 34,047   |

|         |        |        |
|---------|--------|--------|
| 西 条 市   | 93,440 | 31,147 |
| 大洲市・喜多郡 | 54,951 | 18,317 |
| 伊 予 市   | 32,282 | 10,761 |

|           |        |        |
|-----------|--------|--------|
| 四 国 中 央 市 | 75,880 | 25,294 |
| 西 予 市     | 36,082 | 12,028 |
| 東 温 市     | 28,221 | 9,407  |

○愛媛県選挙管理委員会告示第13号

愛媛県選挙事務執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年 3月23日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

愛媛県選挙事務執行規程の一部を改正する規程

愛媛県選挙事務執行規程（平成12年 3月選挙管理委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>（報告等の経由）</p> <p><b>第 2 条 省略</b></p> <p>2 病院（介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第 8 条第24項</u>に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）を含む。）の院長（介護老人保健施設にあっては、その施設の管理者をいう。以下同じ。）、老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第 5 条の 3 に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。）の長（有料老人ホームにあっては、その施設の管理者をいう。以下同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第39条の規定により同法第 1 条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下同じ。）の長、身体障害者支援施設（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）<u>第 5 条第12項</u>に規定する障害者支援施設及び同条第27項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第 4 条に規定する身体障害者を入所させる施設をいう。以下同じ。）の長及び保護施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第 1 項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下同じ。）の長（以下「院長等」という。）から県委員会に対する申請、届出及び申出並びに開票管理者から選挙長又は選挙分会長に対する報告及び届出についても、また、前項と同様とする。</p> <p>省略</p> <p>第25号様式の 2</p> <p>注 5 「施設の種類」の欄は、医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院、介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第 8 条第24項</u>に規定する介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第 5 条の 3 に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条に規定する有料老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第39条の規定により同法第 1 条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。）、身体障害者支援施設（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第 5 条第12項に規定する障害者支援施設及び同条第27項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第 4 条に規定する身体障害者を入所させる施設をいう。）又は保護施設（生活保護法（昭和</p> | <p>（報告等の経由）</p> <p><b>第 2 条 省略</b></p> <p>2 病院（介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第 8 条第22項</u>に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）を含む。）の院長（介護老人保健施設にあっては、その施設の管理者をいう。以下同じ。）、老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第 5 条の 3 に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。）の長（有料老人ホームにあっては、その施設の管理者をいう。以下同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第39条の規定により同法第 1 条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下同じ。）の長、身体障害者支援施設（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）<u>第 5 条第13項</u>に規定する障害者支援施設及び同条第23項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第 4 条に規定する身体障害者を入所させる施設をいう。以下同じ。）の長及び保護施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第 1 項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下同じ。）の長（以下「院長等」という。）から県委員会に対する申請、届出及び申出並びに開票管理者から選挙長又は選挙分会長に対する報告及び届出についても、また、前項と同様とする。</p> <p>省略</p> <p>第25号様式の 2</p> <p>注 5 「施設の種類」の欄は、医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院、介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第 8 条第22項</u>に規定する介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第 5 条の 3 に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条に規定する有料老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第39条の規定により同法第 1 条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。）、身体障害者支援施設（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第 5 条第12項に規定する障害者支援施設及び同条第22項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第 4 条に規定する身体障害者を入所させる施設をいう。）又は保護施設（生活保護法（昭和</p> |

25年法律第144号)第38条第1項に規定する救護施設及び更生施設をいう。)の別を記入すること。

25年法律第144号)第38条第1項に規定する救護施設及び更生施設をいう。)の別を記入すること。

**附 則**

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

○愛媛県選挙管理委員会告示第14号

不在者投票のできる施設の指定(平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成24年3月23日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後           |           |                    |                | 改 正 前           |           |                  |                 |
|-----------------|-----------|--------------------|----------------|-----------------|-----------|------------------|-----------------|
| 1・2 省略          |           |                    |                | 1・2 省略          |           |                  |                 |
| 3 老人ホーム         |           |                    |                | 3 老人ホーム         |           |                  |                 |
| 名 称             | 種 類       | 所 在 地              | 指 定 年 月 日      | 名 称             | 種 類       | 所 在 地            | 指 定 年 月 日       |
| 省略              |           |                    |                | 省略              |           |                  |                 |
| 上島町特別養護老人ホーム海光園 | 特別養護老人ホーム | 越智郡上島町<br>生名1268-1 | 平成24年3<br>月23日 | 上島町特別養護老人ホーム海光園 | 特別養護老人ホーム | 越智郡上島町<br>生名3637 | 平成50年12<br>月24日 |
| 省略              |           |                    |                | 省略              |           |                  |                 |
| 4・5 省略          |           |                    |                | 4・5 省略          |           |                  |                 |